川越市土地詐取事件ようやく返還のメドが着き…

乗っ取った土地相続される。

埼玉県川越市で、平成9年4月から資産家農家・大河原氏の不動産を騙し取る為の乗っ取り融資工作が行われた。最初の登場人物は大河原祝子、西武金融・大本将太郎。土地は農地だった為、農業者でなければ所有権移転できない。そこで名義貸人として登場したのが関真（故人・元日高市長）だった。架空工事をしたり多数の詐欺師を噛ませたりして、一二〇〇万円の元手で一億三〇〇〇万円の土地を騙し取った。

現在、それら土地のほとんどは西武金融によって善意の第三者に売り渡され回収はできない。しかし、二八〇〇万円・九〇〇坪の土地だけは、捌ききれず平成17年11月に関の死亡後、それを娘のサチエが相続した。

顧問弁護士がサジを投げた。

大河原の依頼により本紙小林が事件の収拾に奔走した。先日まで、関サチエの代理人であった日高市の顧問弁護士中村鉄五郎と交渉していた。

交渉を始めた当初（昨年九月）は中村弁護士も書類を盾に「土地売買の契約書があるから真正なもの」として小林の主張を受け入れなかった。

しかし、交渉を進めるうち「私（中村）の口からサチエに『土地を返してやれ」とはいえない」と態度が軟化。そして、2月15日、中村弁護士の口から「私も協力しますんで、どうぞサチエと直接話をして下さい」という言葉が出た。

弁護士が自分の依頼人に反目を剥くということは余程の事がない限り、弁護士倫理にも反し、ありえない。しかし、中村弁護士はサジを投げた。

相手方弁護士の協力を得ました

この代理人任務放棄には小林の執念もさることながら、日高市長まで務めながら悪徳金融業者の大本将太郎に肩入れする関真に中村弁護士があまりいい感情を持っていなかった、という感情的な要因もあるようだ。（中村弁護士談）

そこで、先日（2月19日）本紙小林は大河原氏の不動産を回収する交渉をしに、娘サチエに会いに行った。交渉の末、娘が「中村と話してから小林さんに電話する」と行って会談が終了した。2～3日後、娘から連絡なかったため中村弁護士に電話した。

すると中村弁護士は、「サチエから電話ありました。私はサチエに『これは法律論じゃなく人情論だから、小林さんに協力してあげて下さいよ。（つまり土地を大河原親子に返してあげなさい）私もこの件では小林さんに協力しますよ』と言ったときました」と言った。

サチエの職場に電話。本人不在で同僚が「出張で2月26日に帰ります」と言った。〆切りに間に合わぬため、結果は次号以降に掲載する。

記者　小林道之助

念書

関真殿

平成10年5月14日付の売買契約書により、下記物件を西武金融株式会社より関真殿に107,081,123円に売渡す契約をしました。支払い条件は安田春吉振出の額面100,000,000円の約束手形の決済後、残金を支払うこととなっていましたが、手形が決済されない為、下記物件を第3者へ売渡すことにより精算することとなりました。下記物件の4.5.は平成13年4月8日に43,596,000円で吉田勇様に、1.は平成13年9月14日に35,000,000円で沢田一彦様に売却し、売買代金はいずれも直接西武金融株式会社に支払ってもらいました。残りの下記物件2.3.は本日関真殿より25,000,000円を銀行小切手で3,435,123円を現金にて（合計28,435,123円）受領しましたので、所有権者は登記の通り関真殿に間違いありません。

後日の為本念書を差し入れます。

物件の表示　1.　川越市大字藤間字西裏中　999番、畑、2236㎡
2.　同所　同字　1005番　畑　913㎡
3.　同所　同字　1017番　畑　1912㎡
4.　同所　字西裏下　970番1　畑　1285㎡
5.　同所　同字　970番2　畑　1107㎡

平成14年4月2日
埼玉県飯能市柳町1番14号
西武金融株式会社

→この念書の元になったのが、←の契約書だが、これ結局、悪徳金融の大本と関との関係しか示しておらず、大河原との取引は真正とみなせないと賢明な中村弁護士は判断し、依頼を降りたのでは？

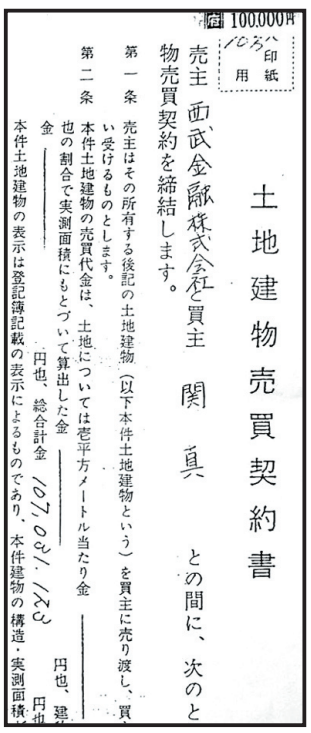

収入印紙　100,000円

土地建物売買契約書

売主　西武金融株式会社　買主　関　真　との間に、次の土地建物売買契約を締結します。

第一条　売主はその所有する後記の土地建物（以下本件土地建物という）を買主に売り渡し、買い受けるものとします。

第二条　本件土地建物の売買代金は、土地については壱平方メートル当たり金＿＿＿＿也の割合で実測面積にもとづいて算出した金＿＿＿＿円也、総合計金107,081,123円也、建物金＿＿＿＿円也、本件土地建物の表示は登記簿記載の表示によるものであり、本件建物の構造・実測面積は

この間の文言は市販の土地売買契約書と同じなので割愛します。しょぼい金融業者は市販の契約書を使います、自社オリジナル作らずに。

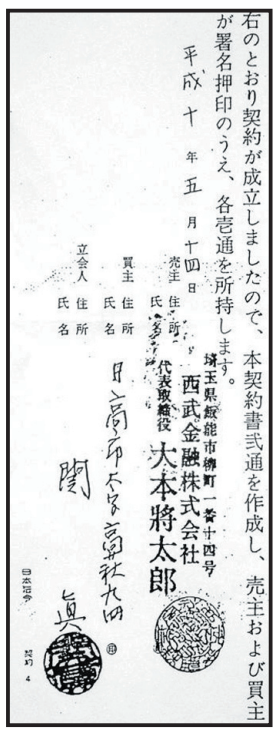

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書弐通を作成し、売主および買主が署名押印のうえ、各壱通を所持します。

平成十年五月十四日

売主　住所　埼玉県飯能市柳町一番十四号　氏名　西武金融株式会社　代表取締役　大本将太郎

買主　住所　日高市大字高萩九四四　氏名　関　真

立会人　住所　氏名

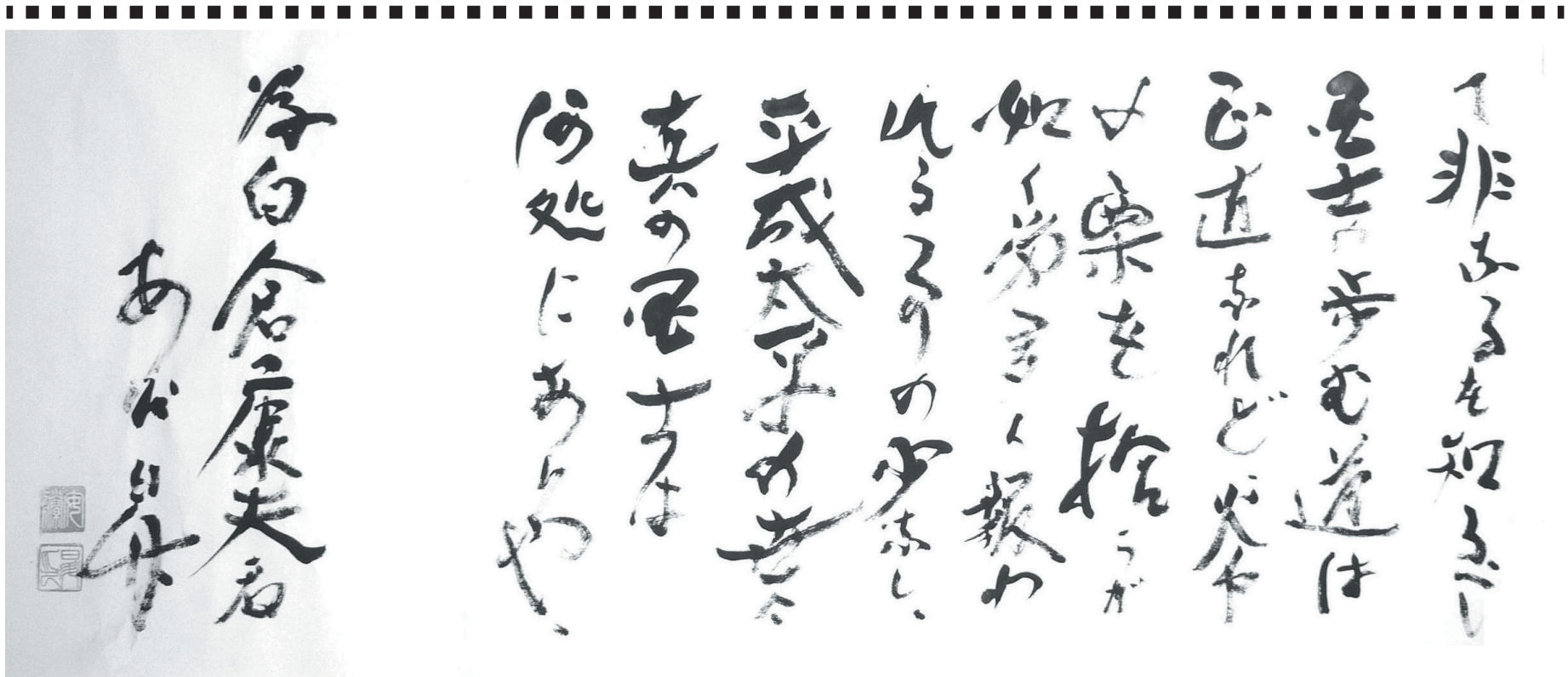

非ふるを知るべし
王士安む道は
正直なれど必ず
人衆を拾うが
如く多くの人を救わ
んとするの心なし、
平成大学の基本
真の君子は
何処にあらずや、
谷白倉康夫君
あいさつ

www.keiten.net